

# 業務指示書

## バングラデシュ国災害対応・復旧体制強化事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年4月1日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年4月6日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災にかかる各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/総合防災計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：総合防災にかかる各種計画業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水災害対策】

- 1) 類似業務の経験：水災害対策にかかる各種計画業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 災害復興・地域復旧計画】

- 1) 類似業務の経験：災害復興・地域復旧にかかる各種計画又は調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年4月17日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 本業務における直接人件費単価は2015年度単価を上限とします。
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
IBE案、環境アセス報告書案、簡易住民移転計画書案、被災者に対する生活再建支援活動に係る調査および計画案の作成
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(BDT1 = 1.561 円, US\$1 = 119.03 円, EUR1 = 134.68 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/総合防災計画  
水災害対策  
災害復興・地域復旧計画

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

17.44 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年5月7日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

## 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
 バングラデシュ国災害対応・復旧体制強化事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/総合防災計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：水災害対策	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	9.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：災害復興・地域復旧計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 本事業の背景

バングラデシュは、20世紀後半の自然災害による総死者数が70万人以上と世界最多であり、過去10年の被災者の累計が7500万人を越すなど、世界で最も災害に脆弱な国の一つとされている。特に地形的な要因が大きく、ベンガル湾に面した国土の約9割が標高10m以下の低平地である世界最大規模のデルタ地帯に位置している。雨季には国土の約20%が浸水する他、ほぼ毎年サイクロンが来襲しており、近年の大型サイクロンでは、2007年のサイクロン・シドルによる死者が3千人超、2009年のサイクロン・アイラでは、死者数は減少したものの、依然、家屋損壊や農作物、道路や堤防等インフラへの甚大な被害が発生している。

バングラデシュ政府は、国家開発戦略の最上位に位置づけられる第6次5か年計画（2011～2015）において、「災害対策」を気候変動や環境問題と並んで重点分野の一つと位置づけている。特に、世界銀行によれば1990年から2008年にかけて総額12,984百万ドルにも上る様々な自然災害による経済的損失が発生していることから、被災リスクの軽減や災害時の対応能力の強化を図るとしている。これまでに防災関連政策の最上位に位置する「防災法（2012）」を始めとして、「国家災害管理計画（2010）」、「気候変動戦略・活動計画（2009）」、「洪水対応対策計画（2014）」、「サイクロン緊急時対応計画（2013）」、「災害管理業務規程（2010）」等、過去5年程度で防災分野全体の政策や上位計画の整備が着実に進められている。

他方で、依然として年平均500～600億円にも及ぶ自然災害による経済損失が生じており、近年着実に成長を続けるバングラデシュ経済を安定的に支えるためには、多様な自然災害との共存を図りつつ、効果的な防災体制を構築して住民の安全な生活環境を実現する必要がある。特に、多様な災害対応関連組織間との調整を含めた包括的な防災体制作り、リスク評価に基づく災害高リスク地域への事前対策による被災リスクの軽減、被災時の円滑且つ迅速な対応、被災後の速やかな復旧・復興の仕組み作り、といった防災全般のサイクルの円滑な実施のためのメカニズムの構築が喫緊の課題である。

我が国の対バングラデシュ人民共和国国別援助方針（2012年6月）における重点目標として「社会脆弱性の克服」のために、「防災・気候変動対策」を支援するとしており、JICA国別分析ペーパー（2013年4月）においても「防災／気候変動対策」が重点課題であると分析している。

このような状況の下、2014年12月に、災害対応および復旧体制強化に関する本事業形成に係る調査について、バングラデシュ政府から非公式に要請があった。その後JICAとバングラデシュ政府は、2015年3月に協力準備調査の内容について協議、合意した。本調査は、上記の経緯を踏まえ、当該事業の目的、対象地域、事業スコープ、事業費、事業実施体制、運営維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な情報の収集及び分析を行うことを目的として実施するものである。

### 2. 本事業の概要

#### (1) 事業名

災害対応・復旧体制強化事業

(Capacity Enhancement on Disaster Risk Reduction, Emergency Response and Recovery Project)

#### (2) 事業目的

本事業は、気候変動や自然災害等の影響を受けやすい脆弱性の高い地域において、特に洪水、高潮、その他サイクロン等の気象災害に対して、被災時の救援体制の強化、インフラの改善、被災後の復旧支援等を組み合わせて実施することにより、総合的な防災体制・迅速な復旧体制の強化を図り、もって事業対象地域の被災リスク軽減と地域経済の安定化、気候変動への適応に資するものである。

### (3) 事業概要

- 1) 緊急時救援体制強化のための資機材の調達（コンポーネント1）
- 2) 生活基盤インフラ（堤防、道路、橋梁等を含む）の補修・改修と、被災後の復旧支援（コンポーネント2）
- 3) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、地方自治体とコミュニティ間の災害情報の伝達体制の強化等）

### (4) 対象地域

バングラデシュの洪水、サイクロン、高潮の被災高リスク地域（本調査では主として、被災率の高い Gaibandha 県、Kurigram 県、Jamalpur 県、Sirajganj 県、Bagerhat 県、Jhalokati 県、Pirojpur 県、Patuakhali 県、Barguna 県、Bhola 県を想定。調査でリスク評価を行い、その結果を考慮して対象地域を決定する。）

### (5) 実施機関

主たる実施機関は、バングラデシュ防災救援省 (Ministry of Disaster Management and Relief: MoDMR) および傘下の防災局 (Department of Disaster Management: DDM) である。また地方道路・インフラ整備を管轄する地方行政技術局 (Local Government Engineering Department: LGED)、堤防や防潮堤を管轄する水開発庁 (Bangladesh Water Development Board: BWDB)、被災時の緊急対応を行う消防市民防衛局 (Fire Service and Civil Defense: FSCD)、地方自治体と連携して事業を実施する。

### (6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・ 有償資金協力：緊急災害被害復旧事業（2007 年度、約 70 億円）、ハオール地域洪水対策・生計向上事業（2014 年度 約 150 億円）
- ・ 無償資金協力：サイクロンシェルター建設（第 1～5 次、サイクロン「シドル」被災地支援）（1993～2008 年、約 30 億円）、気象レーダー整備（5 箇所）（1986～2007 年、約 30 億円）、ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画（2014 年）
- ・ 技術協力：統合的水資源管理アドバイザー（2014 年 9 月～2016 年 9 月）、持続的な水関連インフラ整備に係る能力向上プロジェクト（2013 年 9 月～2016 年 9 月）、高潮・洪水被害の防止軽減技術の研究開発プロジェクト（2014 年 4 月～2019 年 3 月）、自然災害に対応した公共建築物の建設・改修能力向上プロジェクト（2011 年 3 月～2015 年 3 月）

## 3. 調査の目的

本調査は、基礎情報の収集・整理、事業計画の策定、事業実施及び運営・維持管理体制の検討、環境社会配慮事項の確認、事業計画書の策定等を通じ、「災害対応・復旧体制強化事業」について、目的、対象地域、事業スコープ、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会面への配慮等、我が国円

借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

#### 4. 調査の範囲

本調査は本調査に関するバングラデシュ政府と3月に締結された合意文書に基づき実施される。コンサルタントは、「3. 調査の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 調査内容」に述べる内容の調査を行い、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査の結果は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際、その検討資料として用いられる。本調査で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分にJICAと協議すること。

また、本調査で検討・策定した事項が、バングラデシュ側関係機関への一方的な提案とならないように、バングラデシュ政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

ただし、本調査の実施がそのまま円借款供与を約束するものではないこと、審査の過程において本調査の結果とは一部異なる結論となる可能性に留意し、バングラデシュ側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

##### (2) 本事業のコンセプト

本事業は、災害リスク軽減から、被災後の復旧・復興事業までの一連のサイクルをカバーする総合防災事業としており、今後、同様の事業をバングラデシュが実施する際のモデルとなることを想定している。そのため、調査では、事前に特定した被災リスクの高い地方インフラ（地方道路・橋梁・洪水対策施設）に対するリスク軽減のためのサブプロジェクトに加えて、事前に特定できないサイクロン・洪水被災後の緊急インフラ復旧・復興支援をおこなう仕組みについても調査を行う。バングラデシュは災害復旧スタンバイ借款<sup>1</sup>の適用対象外であるが、同スキームの特徴を取り入れることを想定する。調査の過程では、復興支援の一部として被災者に対する生活再建支援を将来実施する可能性についても基礎的な情報を収集し検討すること。

##### (3) 既存のインフラ事業との差別化

本事業は、地方行政技術局（LGED）や水開発庁（BWDB）などが従来管轄している各種インフラ整備事業を、防災救援省・防災局による調整の下、被災リスクの軽減や被災時の影響を最小化する等、災害への対応という観点から優先順位を検討し実施するものである。そのた

<sup>1</sup> 災害復旧スタンバイ借款については「円借款の戦略的活用のための改善策」（2013年4月）

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6\\_000114.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000114.html) 及び「経済協力の改革について（JICAの円借款・海外投融資）」（2014年6月）

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/pdfs/201406\\_seido\\_kaizen.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/pdfs/201406_seido_kaizen.pdf) を参照。

め、各インフラ整備担当省庁における事業選定と予算配分の考え方（維持管理と見做される事業および被災インフラの復旧と見做される事業の選定基準、選定方法、予算費目等）を調査するとともに、防災救援省・防災局の現状および各インフラ整備担当省庁、地方自治体との関係を調査し、本事業実施にあたって想定される課題と対策を検討すること。これら課題と対応策を以て防災救援省・防災局を実施機関として進めるか否か検討するため、課題と対応策を纏めた段階で JICA と協議すること。

#### (4) 審査の重点項目

本調査の結果を円借款事業の審査の検討資料とするために、以下の項目について、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 事業費
- 3) 事業実施機関の実施体制
- 4) 操業・運営／維持管理体制
- 5) 運用・効果指標
- 6) 環境社会配慮

また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼を行う可能性がある。

#### (5) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に掲げる河川・砂防、道路、橋梁セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断され、かつ、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、現時点ではカテゴリ B に分類されている。本調査では、バングラデシュ政府の定める環境社会配慮にかかる許認可手続きについて確認し、必要な手続きを支援するとともに、自然環境・社会環境への影響予測と評価・代替案・回避策・緩和策の検討、環境管理・モニタリング計画の提案、ステークホルダー協議の開催支援等を行う。特に調査実施段階において、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、想定される非自発的住民移転及び用地取得の規模を把握し、必要に応じて、簡易住民移転計画の策定等必要な手続きのための支援を行う。また100メートルを超える橋梁や、全ての洪水対策事業についてはバングラデシュの環境保全法(The Environmental Conservation Act, 1995)、環境保全規則(The Environmental Conservation Rules, 1997)等の関係法令において、Green、Orange、Red カテゴリの内の Red カテゴリに分類されている。従って、本調査においては上記関係法令に基づき、提案されるサブプロジェクトが該当する場合は、初期環境影響評価(Initial Environment Evaluation: IEE)、環境アセスメント(Environmental Impact Assessment: EIA)報告書案の作成を支援することとする。また、JICA による審査前にサブプロジェクトが特定できず、また、そのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定される場合は、実施機関の環境社会配慮確認実施能力の確認を行うこととする。

#### (6) 気候変動の適応策の検討

本事業は、気候変動によって高まる災害リスクの軽減に対応することを目的としているため気候変動への適応に貢献する案件と位置付けられる。そのため、本事業のサブプロジェクトが具体的にどのように気候変動の適応に資することが見込まれるか、本調査の中で明確にすること。

(7) 適用可能な本邦技術・ノウハウの提案

外務省平成 26 年度「国際協力重点方針 重点事項 3」として掲げられている「防災対策・災害復旧支援／環境・気候変動対策」を念頭に、本事業では、コンポーネント 1 の緊急時救援体制強化のための資機材について、日本が比較優位を有する技術やノウハウの中から本事業に適用可能なものの導入を検討する。他の類似製品とのコスト比較や導入の実現性（運用能力、緊急性、機材調達・維持管理のしやすさや等）、バングラデシュで流通している既存製品との比較を行い、バングラデシュ側関係機関とも十分協議した上で、実現可能なものを提案すること。

(8) 本邦招聘の実施

我が国の災害リスク軽減の取り組み、緊急時救援体制、早期復旧・復興への取り組み等への紹介や事業への理解を目的として、本調査期間中、事業スコープおよび対象事業の選定前に本邦招聘を企画・実施することとする。

(9) 技術支援の検討

事業実施にあたって留意すべき事項、ボトルネックの解消に必要で、本事業内では実施困難な実施機関への技術的な支援が想定される場合には、内容、規模、実施体制等について別途整理して提案することとする。

(10) バングラデシュ政府内の事業承認手続き

円借款事業の円滑な実施のため、借款契約調印に先立ち、バングラデシュ政府内での事業計画（Development Project Proposal: DPP）の承認が条件となるため、DPP 策定・承認に向けた側面支援を本調査の中で行うこととする。

(11) JICA の他の実施中の事業との連携

JICA によるこれまでの調査等の成果を活用するとともに、派遣中の統合的水資源管理アドバイザー（BWDB 配属）、2015 年度派遣予定の防災セクター調整アドバイザー（DDM 配属）、実施中の「持続的な水関連インフラ整備に係る能力向上プロジェクト」（2013 年 9 月～2016 年 9 月）、「高潮・洪水被害の防止軽減技術の研究開発プロジェクト」（2014 年 4 月～2019 年 3 月）等の防災セクター関係者とも十分協議・連携し、効果的・効率的な調査を実施すること。また、関連プロジェクトの成果が活用できる部分については、成果を事業提案に反映することを検討すること。

## 6. 調査内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合、(21) 内部収益率の算出における便益計測手法、(22) 気候変動に伴う影響への想定される適応策についてはプロポーザルにて提案すること。

(1) 国内準備作業及びインセプションレポートの説明・協議

- 1) 「バングラデシュ国 サイクロン災害復興支援ニーズアセスメント調査」（2008 年、JICA）、「バングラデシュ国 サイクロン常襲地における災害耐性強化に係る情報収集・

確認調査」(2012年、JICA)、「バングラデシュ国 沿岸部における早期予警報及び防災情報伝達システムに係る情報収集・確認調査」(2013年、JICA)等の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

2) インセプションレポートの作成

上記の結果や調査に当たって必要な実施機関等に対応を求める事項などを取り纏めてインセプションレポートを作成し、JICAに提出する。提出時期の設定にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。

3) インセプションレポートの説明・協議

JICAが確認したインセプションレポートをバングラデシュ実施機関に説明・協議し、了解を得る。

(2) 事業の背景・必要性についての確認・整理

- 1) 「第6次5か年計画(2011)」、「防災法(Disaster Management Act, 2013)」、「国家防災計画(National Plan for Disaster Management, 2010)」、「防災業務所掌(Standing Order on Disaster, 2010)」、「洪水対応策計画(Flood Response Preparedness Plan of Bangladesh, 2014)」、「サイクロン緊急時対応計画(Emergency Preparedness Plan for Cyclone, 2013)」等の防災関連政策の資料のレビューや、現在策定が進められている「デルタプラン2100(Delta Plan 2100, 2015年1月現在策定中)、第7次5か年計画(2015年1月現在策定中)の防災部分担当者・関連機関への聞き取り等を通じて、防災分野における最新の状況を把握するとともに、被災リスク軽減や、被災後の復旧・復興の迅速化の観点から、関連する上位計画・戦略の内容およびその実施状況、他ドナーの支援状況(防災救援省・防災局以外を実施機関とした関連防災事業も含む)等を確認し、本事業の位置付け、重要性、必要性、妥当性等を検証、整理する。
- 2) 防災セクターに関連するバングラデシュ関係機関(自治体を含む)の組織・所掌、防災関連事業の全体実施体制について概要を整理する。特にインフラ整備担当省庁については、円借款事業とすることが可能な対象事業範囲を把握するため、維持管理業務と災害対応業務の定義、選定基準、選定方法、予算費目についても調査し整理する。
- 3) 上記を踏まえ、バングラデシュの災害対応体制、復旧体制に関する現状、将来計画、現在実施されている事業、今後予定されている事業等について、概要を整理する。

(3) 過去の災害履歴の把握及び被災時における支援ニーズの分析

- 1) バングラデシュの災害関連資料のレビュー、防災救援省(MoDMR)災害管理情報センター(Disaster Management Information Center)に蓄積されている過去の災害関連データ、地方行政技術局(LGED)が管理している地方インフラ被災履歴データベース、水開発庁(BWDB)モニタリング室が管理している被災履歴データ、各実施機関の復旧事業実績等を元に、バングラデシュ国内における洪水・気象災害に関する過去の災害履歴や被害状況を、具体的に災害種別・発生規模・復旧に要した予算・経済的な影響等を基にとりまとめ、バングラデシュにおける災害脆弱性・災害リスクの高い地域を分析・特定する。
- 2) 1)を通じた調査団による災害リスクアセスメント、関連機関からの聞き取りを踏まえ、災害脆弱性・災害リスクの高い地域に対する具体的な支援ニーズ・バングラデシュ側の支援優先地域を把握・整理する。
- 3) 2)で整理した具体的な支援ニーズ、バングラデシュ側の支援優先地域における水文デ



一タ、測量・地質データの有無と内容の精度を確認の上、検討する。検討にあたり、追加調査の要否・可否を JICA と協議する。

- 4) なお、3) での分析に基づき、必要に応じて支援対象地域の見直しを行う。またコンポーネント 2 のための防災救援省 (MoDMR)、地方行政技術局 (LGED)、水開発庁 (BWDB) の優先対策事業に係るロングリストを取り付ける。
- 5) 1) ~ 4) を踏まえ、5. (7) に関連した災害緊急対応時のための資機材 (コンポーネント 1) の支援ニーズについて、本邦技術の適用可能性の可否を検討するため以下の観点で、防災救援省 (MoDMR)、防災局 (DDM)、消防市民防衛局 (FSCD) 等から情報収集・確認を行う。
  - ① バングラデシュにおける災害対応資機材の既存の入札システム
  - ② バングラデシュにおける災害対応資機材の外国製品の導入状況
  - ③ 日本企業が国際的に比較優位を有している災害対応資機材の特定 (本邦において日本企業へのヒアリングも実施)
  - ④ バングラデシュにおける当該機材の導入可能性 (維持管理能力、予算、スペアパーツ等の入手可能性)
  - ⑤ 本事業における本邦機材の具体的な調達方法

#### (4) 対象地域における社会経済状況の調査

事業対象地域 (ブラマプトラ川沿川地域、バングラデシュ南部沿岸地域約 10 県) にかかる以下の調査を行う。

- 1) 既存の資料のレビューを通じた事業対象地域 (ブラマプトラ川沿岸地域、バングラデシュ南部沿岸地域) に含まれる県・郡・地域別の貧困率、家計所得、主要な経済・社会開発にかかる指標等の把握およびバングラデシュ国内の他地域と比較した対象地域の特徴、貧困や低開発の要因の分析、過去および現在の開発計画に係る情報収集・整理
- 2) 住民の生計手段・収入、各種社会サービスへのアクセス、ジェンダー配慮状況等にかかる現状の確認および課題の抽出
- 3) 過去の被災状況、当時の対応体制、災害からの復旧状況、災害被害による地域開発への影響、被災地に対する土地利用規制、住民による不法占拠の状況等の分析
- 4) 沿岸地域住民の災害リスク軽減及び、過去の被災者に対する生活再建支援にかかるバングラデシュ政府の活動および他ドナー (NGO 含む) の支援の現状 (対象地域、活動内容、規模、実施体制等) および成果の確認

#### (5) 事業実施・運営維持管理体制にかかる基礎情報の把握

バングラデシュで実施されている類似業務における実施体制や制度なども確認した上で、本事業を実施予定の、防災局 (DDM) を含む防災救援省 (MoDMR) の事業実施・運営維持管理体制に関する基礎的な情報を把握する。加えて、連携が想定される、内務省 (Ministry of Home Affairs: MoHA)、消防市民防衛局 (Fire Service and Civil Defence: FSCD)、水開発庁 (Bangladesh Water Development Board: BWDB)、地方行政技術局 (Local Government Engineering Department: LGED)、および地方自治体等との連携に係る法令、実績や、実施上想定される課題等についても情報を把握した上で取りまとめる。具体的な調査項目は以下の通り。

##### 1) 事業実施体制

- ① 実施機関及び主要な関係機関の財務 (予算・支出、収支計算書、キャッシュフロー、貸借対照表) 状況

- ② 実施機関及び主要な関係機関の組織構造・人員体制（組織図、役職・部署ごとの人数）、組織内・政府組織間の調整・命令系統・意思決定プロセス
  - ③ 実施機関及び主要な関係機関の技術的・財務的能力（研修・トレーニングを含む）
  - 2) 運営・維持管理体制
    - ① 運営・維持管理機関及び主要な関係機関の財務（予算・支出、収支計算書、キャッシュフロー、貸借対照表）状況
    - ② 運営・維持管理機関及び主要な関係機関の組織構造・人員体制（組織図、役職・部署ごとの人数）、組織内・政府組織間の調整・命令系統・意思決定プロセス
    - ③ 運営・維持管理機関及び主要な関係機関の技術的・財務的能力（研修・トレーニングを含む）
  - 3) 本事業に照らし合わせた技術レベル、支援ニーズの確認
- (6) 既存の地方道路・橋梁、洪水対策施設の技術的評価及び運営・維持管理状況の確認  
 本事業で改修を行う地方道路・橋梁、洪水対策施設等については、各実施機関によって災害が多いバングラデシュの特性を踏まえた技術仕様がそれぞれ設定されているが、必ずしも仕様通りに施工されていない場合も多い。よって本事業における適切な事業計画策定のために、事業対象地域の中からサンプルとしていくつか特徴的な事例を取り上げ、設計時想定値と施工後強度との比較等を通じて技術評価を行い、本事業で被災リスク軽減や災害対応を目的とした改修を行う上での技術的な留意点や被災認定をする上で必要となる条件や基準について整理・分析を行う。また本事業での支援実施後、その持続的な利用のために、適切な運営・維持管理がなされることが重要であるものの、現状は必ずしも適切な維持管理がなされていない事例も多いことから、適切な運営・維持管理の方法についても調査、現状分析を行い、必要に応じて本事業内での実施が求められる研修、能力強化や研修の計画等に関する提案を行う。
- (7) 自然条件調査の内容・スケジュールの提案  
 (6) で確認し JICA と協議した既存の地方道路・橋梁、洪水対策施設の施工・維持管理データ、技術的評価及び運営・維持管理状況に基づいて、測量、地質、水文調査等、必要な自然条件調査についてまとめ、調査期間内での実施スケジュールについて提案し、実施について JICA と協議を行う。
- (8) 環境社会配慮に関連する基礎情報の確認
- 1) 対象地域の環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済・社会状況等）の確認（JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）上の影響を受けやすい地域の該当の有無の確認）
  - 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - ① 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
    - ② JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）との乖離
    - ③ 関係機関の役割
- (9) 審査段階及び実施段階において発生しうる潜在的リスクの特定および対応策の策定  
 円借款事業においては、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこの影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審

査段階及び実施（案件監理）段階において発生しうる問題への対応策を予め検討しておくために、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定及び対応策の策定を行うこととする。リスク事項の特定及び対応策の策定にあたっては、別添 1 のリスク管理シート（Risk Management Framework（以下 RMF という））を使用し、JICA と協議すること。なお、協力準備調査で作成した RMF は、審査段階で必要に応じて適宜活用する。

（10）プログレスレポートの作成・説明・協議

（9）までの調査結果をプログレスレポートとして取りまとめる。作成したドラフトは、JICA と協議を行い、必要な修正を行った上で、バングラデシュ側関係機関と協議を行い、合意を得る。なお、ドラフト版の JICA への提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

（11）事業スコープ・対象事業の選定

これまでの検討を踏まえ、コンポーネント毎の対象事業の選定基準を明確にした上で事業対象を特定する。特にコンポーネント 2 においては、バングラデシュ政府が優先順位を置く主要道路・橋梁、堤防等の洪水対策施設に関するロングリストの検証、防災の観点から各実施機関間の相乗効果が期待される防災救援省 (MoDMR)、防災局 (DDM)、地方行政技術局 (LGED)、水開発庁 (BWDB) の関連事業も考慮した上で、JICA 及びバングラデシュ政府と協議の上、事業対象候補を特定する。また、バングラデシュが適用対象外である災害復旧スタンドバイ借款の特徴を踏まえた被災緊急時の復旧・復興対応分については、対象事業の事業スコープを基に概略の必要額を算出する。

（12）機材計画の策定

（11）に関連し、コンポーネント 1 に必要な資機材について、機材のリスト及び基本仕様を作成する。

（13）概略設計・施工方法

（11）で選定された対象事業のうち、コンポーネント 2 に係るインフラ関連事業については、円借款を念頭においた事業実施計画案を作成するために必要な概略設計を行うとともに、施工方法を検討する。

（14）対象事業毎の重要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成

- 1) JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）の環境チェックリスト案を作成する。
- 2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。特に、自然生態系・希少種への影響について留意する。
  - ① スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
  - ② 影響の予測
  - ③ 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
  - ④ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討

- ⑤ モニタリング計画（実施体制、方法など）の検討
  - ⑥ 予算、財源、実施体制の明確化
  - ⑦ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）
- 3) 本事業はバングラデシュの関係法令（環境保全法（The Environmental Conservation Act, 1995））において、RED カテゴリに分類されているため、本調査において上記関係法令に基づき、必要とされる IEE 案、環境アセスメント報告書案の作成支援を対象事業毎に行う。

(15) 簡易住民移転計画書の作成

本事業の実施にあたっては、実施済みの調査結果からは大規模な移転は見込まれないが、新規の堤防建設等においては用地取得・住民移転が発生することが見込まれる。よって本調査においては、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）に基づき、簡易住民移転計画書の作成を行う。簡易住民移転計画書に含まれるべき内容は、以下 1) - 12) の通り。また、簡易住民移転計画書を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

- 1) 用地取得・住民移転の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定、及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(16) 事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間／瑕疵担保期間について、月単位のバーチャート（JICA の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIA の作成・承認や住民移転、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

(17) 本事業の概略事業費の積算

1) 事業費項目

概略事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて数量の算出及び積算を行う。なお、設計数量及び積算の資料は、全てのバックデータをレポートに付属することとし、設計数量の考え方を解説すること。

- ① 本体事業費
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション

- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ 建中金利
- ⑤ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- ⑥ その他 1（融資非適格項目）
  - a 用地補償等
  - b 関税・税金
  - c 事業実施者の一般管理費
- ⑦ その他 2
  - a 環境管理計画の実施にかかる費用
  - b 住民移転計画の実施にかかる費用
  - c 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
  - d 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

## 2) 事業費の算出様式

事業については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

## 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。

## 4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。説明にあたっては、総括表作成の根拠となる積算の資料も示すこととする。

## 5) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別添 2 に取りまとめ提出する。

## (18) 事業実施・運営維持管理体制の検討

(6) の調査結果をもとに、本事業の実施・維持管理に必要な体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

### 1) 事業実施体制

- ① 本事業に関係する各行政機関の機能と本事業における役割  
特に工事の安全対策については、バングラデシュの法律・基準を確認するとともに、実施機関に対して ODA 建設工事安全管理ガイダンスに係る概要説明を行い、調査初期段階での情報収集および実施機関への安全対策に係る理解促進を図る。また、実施機関から各インフラ担当省庁への資金フローについては、既存の体制を確認し、本事業への適用について検討する。
- ② 本事業における当該行政機関、NGO、コンサルタント、住民の役割分担
- ③ 事業実施に関する調整のために必要なハイレベルの委員会（例えば Steering Committee 等）のメンバー構成及びその TOR 案
- ④ 実施機関から業者への支払い書類、JICA から実施機関へのデイスパース書類の実施機関内の手続きの確認及び必要あればその簡素化の提案
- ⑤ 中央政府から転貸される場合には、その対象事業と転貸条件（返済期間、金利、為

替リスク)を検討する。

⑥ 事業実施部局の体制

- a 事業実施部局のメンバー構成(役職、人数、各役職の TOR)
- b 上記 a を達成するための人員雇用計画
- c 外部から人を雇用する場合は、その TOR・選定方法・選考資格・給与水準
- d 事業実施部局員のトレーニング計画の策定

⑦ 汚職対策案の検討

2) 運営・維持管理体制

- ① 本事業の運営・維持管理における行政機関、NGO、住民の役割分担((6)における運営・維持管理体制にかかる検討結果を踏まえること)
- ② 必要な運営・維持管理費用とその資金源の検討
- ③ 運営・維持管理部局の体制
  - a 実施機関における維持管理・運営部局のメンバー構成(役職、人数、各役職の TOR)
  - b 上記 a を達成するための人員雇用計画
  - c 外部から人を雇用する場合は、その TOR・選定方法・選考資格・給与水準
  - d 維持管理・運営部局員のトレーニング計画の策定

(19) コンサルティング・サービス及び生計向上活動の実施計画案の策定

(16)において策定した事業実施スケジュールに合わせ、必要となるコンサルティング・サービス(詳細設計、入札支援、施工監理、地方自治体とコミュニティ間の災害情報の伝達体制の強化等)の内容(TOR案)及びその規模(配置人月)、コスト内訳について計画する。TOR案には、背景、目的、詳細な業務内容、スケジュール(瑕疵担保期間を含む)、必要な専門家(経験年数、資格、個々の専門家が担うべき業務)、配置人月、実施機関からの必要なサポート、レポート作成、「コンサルタント雇用ガイドライン」(2012年4月)に基づく必要な記載事項(Required of JICA)等を含める。なお、TOR案の作成の留意事項とTORのひな形は別途JICAより提示するので、その指示に従うこと。また、被災者の生活再建支援に関する活動(NGO等への委託または政府機関による実施を想定)について情報収集を行い、実施体制、実施方法について検討し提案する。

(20) インタリムレポートの作成・説明・協議

(19)までの調査結果をインタリムレポートとして取りまとめる。作成にあたっては、ドラフト版についてJICAと協議を行い、必要な修正を行った上でバングラデシュ側関係機関と協議を行い、合意を得ること。なお、ドラフト版のJICAへの提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。

(21) 本事業の評価

本事業を1)定量的効果、2)定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、定量的指標(運用・効果指標)を選定してバングラデシュ側関係機関に提示し、定量的・定性的指標の設定に必要な情報・データを入手した上で指標項目及びその目標値についてバングラデシュ側関係機関と協議し、ベースライン値と事業完成2年後を目途に目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、目標値の根拠及び値の妥当性についてもバングラデシュ側関係機関と協議、確認する。将来事業評価を実施するにあたっての留意事項についても整理し、JICAと協議の上、バングラデシュ側関係機関に提示、意見を求め、整理

する。

また、定量的指標として受益者数、経済的内部収益率（EIRR）を算出するとともに、財務的内部収益率（FIRR）については算出が可能かどうか検討し、可能な場合は算出すること。EIRR および FIRR の算出にあたっては、計算の基となる費用及び便益について JICA と協議の上、バングラデシュ側関係機関と、費用・便益項目、値（金額）、値の算出根拠を協議の上、将来的な資機材価格の変動、為替リスク等を踏まえた感度分析も行ったうえで算出する。なお、経済的費用の算定にあたっては、変換係数の調査を行うこととし、費用算定の根拠を確認できる内容とすること。

#### （2 2）気候変動に伴う影響への適応策

本事業は、気候変動によって高まる災害リスクの軽減に対応することを目的としている。第 6 次 5 か年計画における気候変動への適応策について最新の状況を調査し、事業対象地域が受けると想定される気候変動に伴う影響に対して、具体的に、本事業がどのようにその適応に資することが見込まれるか、分析する。

#### （2 3）必要な技術協力・研修にかかる実施計画案の策定

本事業に関連して必要と想定される技術協力・研修の内容について検討し、その実施計画案を策定する（内容、規模、実施体制等）。

#### （2 4）事業費等のドナー比較

事業費については、その積算の妥当性を確認するため、他ドナー等が支援した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、（17）で実施した概略事業費と同時に提出する。

- 1) 実施時期
- 2) 事業費（総事業費及び内訳）
- 3) 設計条件・仕様
- 4) 入札方法（PQ 基準、国際入札/国内入札等）
- 5) 契約条件
- 6) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

#### （2 5）本事業実施方法の策定

- 1) 本事業を円借款として実施する場合、調達方法を含む実施方法について整理する。また、その円滑な実施方法に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。特に事業実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、バングラデシュ側実施機関とも協議の上、考え方を整理して「調達方法（案）」として別途 JICA に提出する。

- ① バングラデシュにおける類似事業の調達事情
  - ・一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
  - ・現地コンサルタント（詳細設計、入札支援、施工監理）の一般事情
  - ・現地施工業者の一般事情（実績、所有する建設機材等）
  - ・必要な資材及び機材の調達事情
- ② 入札方法、契約条件の設定
  - ・契約約款、契約条件書等の設定の基本方針など
- ③ コンサルタントの選定方法

- ・ ショートリストの策定プロセス
  - ・ コンサルタントのプロポーザル評価の承認にかかる権限・プロセスなど
- ④ 施工業者の選定方針
- ・ PQ: Pre-Qualification 条件の設定
  - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
  - ・ 入札段階（書類作成、評価等）の承認の権限、プロセスなど
- ⑤ 契約マネージメント
- 施工中の設計変更への対応等、契約マネージメント上の留意点について、円借款事業または他ドナーの案件等の過去のトラブル事例を参考に調査・分析する。
- 2) 本事業の各期間におけるリスク分析を、バングラデシュや他国における過去の類似の土木工事の事例も参考に分析し、必要に応じて対策を提案する。バングラデシュ側関係機関や JICA バングラデシュ事務所からのヒアリングや事後評価結果等を通じて、過去の円借款事業における教訓等も確認する。
- 3) 施工期間中の安全対策について留意点を検討・整理する。
- 4) 調達の実施に関して技術支援の必要性を検討し、必要と認められる場合にはその内容について提案する。
- (26) DPP の申請支援
5. (10) 記載の留意事項に基づき、本協力準備調査中にバングラデシュ側で手続きがなされる DPP 策定・申請に係る必要書類の作成支援、手続の実施促進を行う。
- (27) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議
- 本調査の結果・成果、本事業の妥当性・必要性、事業運用・効果指標、事業実施体制、運営／維持管理体制、環境及び社会への配慮等の提言をドラフト・ファイナルレポートとして取り纏め、JICA の確認を得た上で、バングラデシュ側実施機関に説明・協議し、基本的な了解を得る。
- (28) 日本国内の防災・災害対策現場の視察等を目的とするカウンターパートの本邦招聘
- 本事業の実施に関与することが想定されるバングラデシュ側職員約 10 名を日本に招聘し、民間企業の有する本邦技術を活用した日本国内の案件の現地視察や本邦企業との協議、政府関係者との協議等を行う。コンサルタントが行う具体的な業務は以下を想定している。
- 1) 受入
- ① 航空券の手配
  - ② 査証の手配（ただし、口上書の作成は JICA が実施）
  - ③ 来日時・帰国時の空港送迎
  - ④ 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払
  - ⑤ 保険加入手続き
  - ⑥ 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給
  - ⑦ 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配
- 2) 招聘プログラムの実施
- ① 招聘日程及びプログラムの作成
  - ② 講師の手配
  - ③ 見学先・実習先の手配



- ④ 視察資料の作成
- ⑤ 講義・実習・見学の実施
- 3) 招聘プログラムの監理
  - ① 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・実習・見学における通訳等
  - ② 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
  - ③ 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

招聘プログラムの実施に関する直接経費（航空賃、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、諸経費、講師謝金等）については、見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議する。それ以外の上記に係る一切の費用（人件費等）については、見積書に積算すること。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

(29) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対するバングラデシュ実施機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

7. 成果品

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。本契約の成果品は5) ファイナルレポートとする。各報告書へ記載する内容は、6. 調査の内容を参照すること。各報告書のバングラデシュ政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。なお、JICA への事前提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。なお、それぞれの「提出時期」は、事前の JICA との協議結果が反映され、JICA が了承した内容の報告書が完成するタイミングを意味している。

1) インセプションレポート

提出時期：調査開始時（2015年4月上旬を想定）  
部 数：英文18部（JICA 3部、バングラデシュ機関15部）

2) プロGRESSレポート

提出時期：2015年7月下旬  
部 数：英文18部（JICA 3部、バングラデシュ機関15部）、和文3部（JICA 3部）

3) インテリムレポート

提出時期：2015年10月中旬  
部 数：英文18部（JICA 3部、バングラデシュ機関15部）、和文3部（JICA 3部）

4) ドラフト・ファイナルレポート

提出時期：2016年1月下旬  
部 数：英文18部（JICA 3部、バングラデシュ機関15部）、和文3部（JICA 3部）

5) ファイナルレポート

提出時期：2016年3月下旬  
部 数：英文（製本版） 18部（JICA 3部、バングラデシュ機関15部）  
          英文（簡易製本版） 3部（JICA 3部）  
          英文（CD-R） 6部（JICA 4部、バングラデシュ機関2部）

和文要約（製本版） 3部（JICA）

和文要約（CD-R） 4部（JICA）

※ファイナルレポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途JICAと十分に協議の上決定する。

- a コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- b 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- c 民間企業の事業や財務に関わる情報

## (2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポート以外の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナルレポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細はJICAの指示に従うものとする。

## (3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付した上で調査終了後JICAに提出する。

## (4) その他提出物

### 1) 議事録等

先方政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3営業日のうちにJICAに提出すること。JICAバングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、7営業日前までに配布資料をJICAに提出すること。

### 2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

### 3) 概略事業費詳細

概略事業費の詳細をJICAへ提出する。

### 4) 環境社会配慮関連資料

IEE案、環境アセスメント報告書案、簡易住民移転計画案および関連の調査結果資料をJICAへ提出する。

### 5) デジタル画像集

本事業実施前と、円借款による事業が完了するタイミングでの構造物・整備効果の対比を行うことができる現場写真または映像資料をJICAへ提出する。

### 6) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICAが必要と認め報告を求めたものについて提示する。

## (5) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- ・ 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナルレポートについては、調査結果の概要を 3～5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- ・ レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査工程

調査は2015年5月中旬より開始し、2015年7月上旬にプログレスレポート、2015年9月中旬にインテリムレポート、2015年11月上旬にドラフト・ファイナルレポートを作成する。その後業務を継続し、2016年3月下旬を目途にファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目途

約 50 M/M

##### (2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／総合防災計画 (2号)
- 2) 水災害対策 (3号)
- 3) 防災行政／災害復旧事業制度
- 4) 災害復興・地域復旧計画 (3号)
- 5) 堤防・防潮堤計画
- 6) 道路計画
- 7) 地域開発計画／生計向上／小規模金融
- 8) 防災設備・緊急復旧支援機材計画
- 9) 施設計画・設計
- 10) 施工・調達計画・積算
- 11) 維持管理計画
- 12) 経済・財務分析
- 13) 環境社会配慮

#### 3. 相手国の便宜供与

カウンターパートの配置、関連情報は合意文書に基づきバングラデシュ政府より提供。なおプロジェクト事務所、机等の家具類の提供はないことから、プロポーザルに必要経費を計上すること。

#### 4. 参考資料

- ・ 「バングラデシュ国 サイクロン災害復興支援ニーズアセスメント調査報告書」(2008年2月)(JICA図書館Webサイトより閲覧可能)
- ・ 「バングラデシュ国 防災セクター協力準備調査(プログラム形成)報告書」(2010年7月)(JICA図書館Webサイトより閲覧可能)

- ・ 「バングラデシュ国 災害対策協力プログラム準備調査最終調査報告書」(2012年7月)  
(JICA 図書館 Web サイトより閲覧可能)
- ・ 「バングラデシュ国 サイクロン常襲地における災害耐性強化に係る情報収集・確認調査報告書」(2012年8月)(JICA 図書館 Web サイトより閲覧可能)
- ・ 「バングラデシュ国 沿岸部における早期予警報及び防災情報伝達システムに係る情報収集・確認調査報告書」(2013年8月)(JICA 図書館 Web サイトより閲覧可能)
- ・ 「バングラデシュ国 持続的な水関連インフラ整備に係る能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書」(2013年5月)(JICA 図書館 Web サイトより閲覧可能)

## 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

現地再委託契約にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、(1)～(3)の業務に係る経費は別見積とする。

- (1) IEE案、環境アセスメント報告書案の作成
- (2) 簡易住民移転計画書案の作成
- (3) 被災者に対する生活再建支援活動に係る調査および計画案の作成

また、自然条件調査(6. 調査内容(7))についても現地再委託を想定しているが、本業務の仕様は現時点で明確になっていないため、契約交渉にて確認する方針であり、見積への費用計上は不要とする。

## 6. 調査用資機材

- (1) コンサルタントに調達・輸送業務を委託する資機材

JICA がコンサルタントに調達・輸送業務を委託する資機材は現時点では特に想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

なお、調達された資機材は、JICA より本コンサルタントへの貸与とする。本コンサルタントは、JICA の業務の一環として関連する会計規程を遵守した方法手段をとり、調査用資機材を調達する。

- (2) JICA が別途調達し、本コンサルタントに貸与する機材  
特に想定していない。
- (3) その他

調査に必要と考えられる設計用機材、簡易測定用機材等については、資機材等購送費(損料ベース等)で見積もり、計上する。

## 7. その他留意事項

- (1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA Bangladesh 事務所、在 Bangladesh 日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以 上

別添 1

**Risk Management Framework**

Project Name:

Country:

Sector:

Officers in charge:

- Operational staff
- Engineering staff:
- Country office staff:

Potential project risks	Assessment
<b>1. Stakeholder Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>2. Executing Agency Risk</b>	
<b>2.1. Capacity Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>2.2. Governance Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:

	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>2.3. Fraud &amp; Corruption Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>3. Project Risk</b>	
<b>3.1. Design Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>3.2. Program &amp; Donor Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:



	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>3.3. Delivery Quality Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>4. Other Risk</b>	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
<b>5. Overall Risk Rating</b>	Probability: H/M/L
(Overall comments)	Impact: H/M/L

1/ Descriptions in the risk management matrix can be brief and concise. In order to record the description of each risk as well as the evidence for the team's assessment, a separate sheet should be prepared to describe the details.

## 別添 2

### コスト縮減の検討

当該円借款候補案件の概略事業費算出にあたっては、以下の(1)～(4)を踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策(含む効果など)については、JICAと協議し、その結果を「様式ア」にとりまとめることとする。

検討に際しては、外務省が公表している「ODAの点検と改善 2007」別添資料「ODAコスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

#### (1) 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

##### 1) 施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

##### 2) 施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

##### 3) 契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性のある他の契約方式を比較・検討する。

#### (2) 附帯的施設の再検討

附帯的施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うとともに、場合によっては先方負担となる事業実施計画を策定することなどを通じてコスト縮減を図る。

#### (3) 事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、従来の標準的な事業計画に対して一部見直しを行うことにより、効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

#### (4) 適正な工期設定

円借款支援事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階においてバングラデシュ実施機関と十分に協議し、検討することとする。

様式ア

プロジェクト名：〇〇〇国×××計画  
 調査実施期間：YYYY年MM月～XXXX年NN月  
 当初想定された総事業費：〇〇〇億円  
 コスト縮減策検討後の総事業費：〇〇〇億円

「計画段階及び設計手法に係る再検討」縮減コスト一覧：

施策番号	コスト縮減項目	縮減コスト (単位：億円)	別紙番号
イ) 計画段階に関する再検討 ①3 援助手法の連携を通じた最適計画の策定			
イ-①-1	〇〇〇を〇〇〇とした	〇〇億円	
イ-①-2			
イ) 計画段階に関する再検討 ②附帯的施設の再検討			
イ-②-1	〇〇〇を先方政府負担とする	〇〇億円	
イ-②-2			
イ) 計画段階に関する再検討 ③適切な工期の設定			
イ-③-1	〇〇〇の見直し	〇〇億円	
イ-③-2			
イ) 計画段階に関する再検討 ④適正な案件規模			
イ-④-1	〇〇〇の対象サイトの絞込み	〇〇億円	
イ-④-2			
ロ) 設計手法の再検討 ①仕様・設備の合理化の徹底			
ロ-①-1	〇〇〇を〇〇〇とした	〇〇億円	
ロ-①-2			
ロ) 設計手法の再検討 ②構造（設計の考え方）の再検討			
ロ-②-1	〇〇〇を〇〇〇とした	〇〇億円	
ロ-②-2			
合計			〇〇〇億円
コスト縮減率			〇〇.〇%

別紙 ※上記コスト縮減項目毎の要旨を様式イにとりまとめる（1頁以内）

様式イ

施策番号

コスト縮減項目：

案件名：〇〇〇国〇〇〇計画

概要：

【見直し内容】

1) 当初計画：

2) 見直し後：

【コスト縮減額】

縮減額 約〇〇〇円

【効果】

【比較図表類】

※見直し前と見直し後が分かる比較図表を適宜添付